

商品概要説明書

営農ローン

(2020年4月1日現在)

商品名	営農ローン
ご利用いただける方	<p>【個人】(以下の条件をすべて満たす方とします。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 当JAの組合員(正組合員、准組合員)の方。 ○ 満年齢20才以上の方。 ○ 農産物を販売している方。 ○ 地区内に1年以上居住している方または自己住宅(含家族名義)を所有している方。 ○ すでに組合との取引があり、信用状況に不安のない方。 ※ 信用状況に不安のない方とは、借入金の延滞、経済事業の所定の期日経過後の未払金等がないことなどをいいます。 ○ 組合との間で営農貸越の取引を行っていない方。
資金使途	○ 営農および生活に必要な資金。
借入金額	○ 貸出極度額500万円以内(1万円単位) 極度額300万円を超える場合は、原則として年間農畜産物販売額実績(又は計画)の70%以内とします。
借入期間	○ 1年以内とします。
借入利率	○ 当JA所定の利率といたします(変動金利)。詳細については、当JAの融資窓口にお問い合わせください。
借入方式	○ 当座借越(貯金型)とします。
返済方法	○ 指定された貯金口座にご入金された資金(農産物販売代金、水田・畑作経営所得安定対策交付金など)は、借越金残高がなくなるまで自動的にご返済に充当します。
担保	○ 極度額300万円以内の場合は、原則として担保は不要です。 ○ 極度額300万円を超える場合は、担保が必要な場合があります。
保証	○ 原則として山形県農業信用基金協会の保証をご利用いただきます。
保証料	○ 分割払い 約定返済日(当座借越(貯金型)は利息決算日)の元利金返済にあわせ、保証料をお支払いいただきます。 なお、保証料率は年0.5%です。
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支店または信用部(電話:0237-55-0910)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。 ○ 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA信用部または山形県JAバンク相談所にお申し出ください。 山形県弁護士会、仙台弁護士会(JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記

	<p>J Aバンク相談所にお申し出ください。） 東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031） 第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588） 第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249）</p> <p>「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 <p>なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記J Aバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。」</p>
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ お申込みに際しては、当J A、および原則として山形県農業信用基金協会において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、予めご了承ください。 ○ 現在のお借入利率やご返済額の試算については、当J Aの融資窓口までお問い合わせください。

J Aみちのく村山